

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」の再評価に係るパブリックコメント等の実施結果について

令和2年4月21日
情報政策課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を再評価するにあたり、パブリックコメント及び県民参画電子アンケートを実施したので、結果について報告します。

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 応募期間 令和2年2月28日（金）から3月27日（金）まで
- (2) 応募方法
- ・鳥取県ウェブサイトへの掲載
 - ・新聞広告への掲載
 - ・県庁県民参画協同課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに各市町村役場窓口等におけるパブリックコメントの概要チラシの配架
 - ・報道機関への資料提供
- (3) 応募件数 1件（評価書に関する意見ではないが、「マイナンバー自体が幅広く活用されていない現状で、情報漏洩に取り組んでも効果は少ない」という意見があった。）

2 県民参画電子アンケートの実施概要

- (1) 回答期間 令和2年3月19日（木）から3月27日（金）まで
- (2) 回答数 106件（評価書に関するもの：75件、マイナンバー制度全般に関するもの：31件）
- (3) 評価書に係る主な意見
- ・個人情報を保護する取組がしっかりとされており、評価できると思う。
 - ・従事者へのシステムの利用権限の付与について慎重に対応し、単独では運用できない仕組みや操作者を特定できるため、利用記録を残してチェックするなど、安心できる管理をして欲しい。
 - ・従事者の教育や啓発をしっかりと行い、組織として足並みをそろえて対応して欲しい。
 - ・内容がわかりにくい。
 - ・特に意見はない。

3 今後のスケジュール

- 令和2年5月12日 …… 第三者点検（鳥取県個人情報保護審議会）
- 令和2年5月中旬～下旬 …… 修正等を行った評価書を修正特定個人情報保護委員会へ提出
- 令和2年6月 …… 新たな評価書の公表、運用開始

《参考》特定個人情報保護評価とは

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイルを保有しようとする前に、個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言（評価書の作成）するもの。特定個人情報保護評価は、直近の実施から5年を経過する前に再評価を行うこと（努力義務）とされている。概要は、別紙「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）の概要」のとおり。

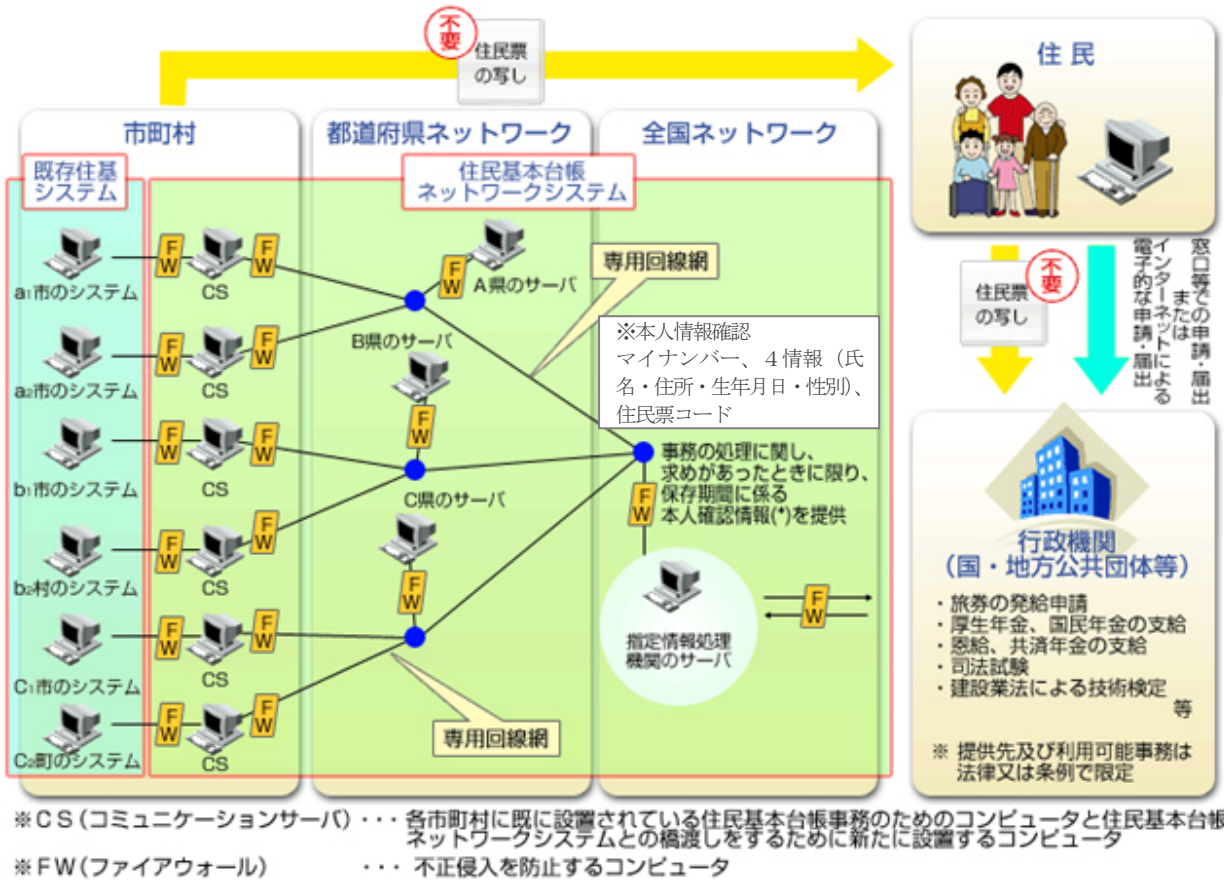
(別紙)

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 の特定個人情報保護評価書(案)の概要

1 宣言概要

(1) 評価対象となる事務

- ア システムの名称
住民基本台帳ネットワークシステム (以下「住基ネット」という。)
- イ 事務の内容
住基ネットに係る本人確認情報の更新、情報の提供及び開示等を行う。
- ウ 取り扱うファイル名
都道府県知事保存本人確認情報ファイル(内容:鳥取県内の住民基本台帳に記録された住民の個人番号、氏名等の4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)



(2) 主なリスク対策

- ア 特定個人情報の入手
 - ・ 市町村からの住基ネット(専用回線)による通知に限定。
 - ・ 情報の正確性、真正性は市町村における厳格な本人確認により担保。
- イ 特定個人情報の使用
 - ・ 使用者を静脈による生体認証により限定、かつ使用する端末の操作権限の限定付与。
- ウ 特定個人情報の保管・消去
 - ・ 情報の保管場所への入退室管理やセキュリティ更新プログラムの更新作業等の対策を実施。
 - ・ 情報は市町村の住民基本台帳の更新等に合わせて実施し、整合性を担保。
- エ 自己点検・監査
 - ・ リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認。
- オ 従事者への教育・啓発
 - ・ 住基ネットのシステム操作者に対し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する研修を実施。